

大口町土木工事積算関係書類取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大口町文書事務取扱規程（昭和48年大口町規程第5号）に定めるもののほか、愛知県建設部から配布される土木工事積算関係書類（以下「積算関係書類」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、適正な取扱いと、秘密保持を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要領において、適用の対象となる積算関係書類は、次に掲げる文書とする。

(1) 秘密文書

- ア 設計単価及び省略単価表
- イ 調査、設計業務委託単価及び省略単価表
- ウ 災害査定設計単価及び省略単価表

(2) 取扱注意文書

- ア 積算基準及び歩掛表
- イ 調査、設計業務委託積算基準及び歩掛表
- ウ 災害査定設計標準歩掛表
- エ 設計積算参考資料

(取扱い責任者)

第3条 建設部に取扱い責任者を置く。

- 2 取扱い責任者は、町長が指名する。
- 3 取扱い責任者は、積算関係書類の適正な管理に努めなければならない。

(貸与計画)

第4条 取扱い責任者は、積算関係書類を土木工事の積算、審査又は検査の業務に従事する職員（以下「積算関係者」という。）に貸与するために予め貸与計画書（様式第1）を作成するものとする。

- 2 町長は、積算関係書類の配布をうけるにあたって、毎年3月14日までに、翌

年度の貸与計画書を添えて、愛知県建設部長に要望書を提出するものとする。

(貸与)

第5条 町長は、積算関係書類の配布をうけたときは、すみやかに愛知県建設部長へ受領書(様式第2)を提出するものとする。

2 町長は、配布を受けた積算関係書類を取扱い責任者を經由して、積算関係者に必要に応じて貸与するものとする。

3 取扱い責任者は、貸与した積算関係書類の保管状況を把握するために貸与簿(様式第3)を作成するものとする。

(取扱い)

第6条 積算関係者は、積算関係書類の秘密保持及び適正な取扱いを期するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 積算関係書類を複写、複製してはならない。

(2) 積算関係書類を部外へ帯出してはならない。

(3) 積算関係書類を部外者に閲覧させてはならない。

(4) 積算関係書類を部外者に転貸してはならない。

(5) 積算関係書類は、使用时以外は、施錠できる書庫等に保管しなければならない。

(6) 積算関係書類の全面改訂版が刊行されるまでの期間内における部分改訂又は訂正作業は、遅滞なく行い、常に正確な内容を保持するよう努めなければならない。

(返却)

第7条 積算関係者は、所属を異動し又は退職したときは、すみやかに、貸与をうけた積算関係書類を取扱い責任者に返印しなければならない。

2 積算関係者は、積算関係書類を改訂版発行等のため使用しなくなったときは、当該積算関係書類をすみやかに、取扱い責任者に返却しなければならない。

(保存)

第8条 取扱い責任者は、前条の規定により返却された積算関係書類を検査等の用に供するため、必要最小限の部数を一括して備えつけ、当該検査等が完了するま

で保存するものとする。

(廃棄処分)

第9条 取扱い責任者は、積算関係書類のうち不用になったものは、町長の承認を得て一括して焼却又は破碎処分しなければならない。

(報告)

第10条 取扱い責任者は、積算関係書類の保存及び保存の状況を毎年5月31日までに貸与簿の写を添えて町長に報告するものとする。

附 則 (昭和62年3月30日 大口町訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し昭和62年3月15日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第37号)

この要領は、告示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町訓令第12号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。